

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、③観光・交流、⑥安全・安心、⑨まちづくり
活用する場面	VI 「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	離島活性化交付金
趣旨	離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等のための事業を実施し、離島の振興を図る。
実施主体	県、市町、民間団体
支援対象事業	<p>(1) 定住促進事業</p> <p>ア 産業活性化事業</p> <p>① 戦略産品開発(戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等)</p> <p>② 輸送支援(戦略産品の移出に係る海上輸送費支援)</p> <p>イ 定住誘引事業</p> <p>① 定住情報の提供(U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等)</p> <p>② 施設整備(イ①と併せて実施する人材受入れのための空家改修等)</p> <p>ウ その他の定住促進に資する事業</p> <p>(2) 交流促進事業</p> <p>ア 地域情報の発信(パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等)</p> <p>イ 交流拡大のための仕掛けづくり(インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査等)</p> <p>ウ 交流の実施(体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業等)</p> <p>(3) 安全安心向上事業</p> <p>ア 地域防災力の向上(避難路・案内板等簡易な施設や電線の埋設等の施設整備、防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成等)</p> <p>イ 災害時の孤立対策(災害時の離島のエネルギー確保のための調査、計画策定等)</p>
採択要件、補助要件	離島振興法第2条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」を対象地する事業で、離島活性化交付金等事業計画に位置付けられているもの
補助率、補助限度額等	県、市町、一部事務組合は1/2以内 民間団体は1/3以内
最近の実績	H25から創設
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail: chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	国土交通省離島振興課
関係URL	